

4 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

## 04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 規定に係る規制の 特徴等の番 号・名前	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管 理 委 員 会 会 員 号 項	提 案 主 体 名	都道府県	制度の所 管・機関 省
042010	コンテナ型データセンターに 係る建築基準法及び消防 法の緩和	消防法第17条第1項	消防用設備等(消防器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備等をいう。以下同じ。)については、防火対象物※の規模、構造、用途に応じて、設置、維持しなければならない。 ※ 防火対象物とは、山林又は舟車、船きょ若しくはふ頭に緊留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものをいう。		【実施内容】 ①コンテナ型データセンターは建築物扱いしない。 ②③が建築物扱いとなる場合、コンテナ型データセンター設置にあたっての建築確認申請を免除する。 【提案理由】 コンテナ型データセンターの迅速かつ柔軟な事業展開を促すため、下記事項を要する。 ①コンテナ型データセンターを設置する場合、コンテナ型データセンター設置にあたっての建築確認申請を免除若しくは簡素化する。 ②コンテナ型データセンターの火災警報や消火装置の設置を不要とする。 【参考資料】 コンテナ型データセンターは、火災警報や消火装置の設置を不要とする。 【代行措置】 コンテナ型データセンターは、常時遠隔監視されていること・メンテナンス時を除き人が近づかないこと・設置場所は強固な地盤の上に整然と整備され、周辺を緩衝帯で囲った用地であること	コンテナが陸上かつ海上に移動できない限りあり、建築物として扱われる場合は、消防法上の要火対象物となり、防火対象物の設置、構造等に応じ、消防用設備等を設置しなければならない(例えは、一般の業務所等の場合、延べ面積300m以上で消火器具の設置が必要など)。 一方で、消防用設備等の設置単位は機器ごとに原則としているため、いかにもコンテナ型データセンターに応じて、各コンテナが構造的に独立して、かつ、その面積積み300m程度である場合には、消防用設備等の設置対象に該当しないことが一般的であると考えられる。 また、コンテナ型データセンターがダクトを用いて配管接続されているような構造であっても、各コンテナが構造的に独立しているのであれば、消防用設備等の設置単位はコンテナごとになることが一般的であると考えられる。	D	コンテナが陸上かつ海上に移動できない限りあり、建築物として扱われる場合は、消防法上の要火対象物となり、防火対象物の設置、構造等に応じ、消防用設備等を設置しなければならない(例えは、一般の業務所等の場合、延べ面積300m以上で消火器具の設置が必要など)。 一方で、消防用設備等の設置単位は機器ごとに原則としているため、いかにもコンテナ型データセンターに応じて、各コンテナが構造的に独立して、かつ、その面積積み300m程度である場合には、消防用設備等の設置対象に該当しないことが一般的であると考えられる。 また、コンテナ型データセンターがダクトを用いて配管接続されているような構造であっても、各コンテナが構造的に独立しているのであれば、消防用設備等の設置単位はコンテナごとになることが一般的であると考えられる。	1 0 2 9 0 1 0	茨城県	茨城県	総務省 国土交通省		
042011	セルフ式スタンドにおいて給油 可能となる条件の明確化	危険物の規制に関する 法律等の規制等による 危険物の規制に係る 規則第28条の2の 4	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(セルフ式ガソリンスタンド)は、顧客に自ら自動車又は原動機付自転車に給油ができる施設とする。		これまで、セルフ式スタンドにおいて、車両以外、例えば水上バイクについても給油することが可能となる判断基準について明確化していただけるよう提案をさせていただきましたが、論点が組み合わず、納得する回答を得られていないのが現状です。 現在セルフ式ガソリンスタンドでは、車両以外への給油は認められないのが、なぜ認められないのか判断基準が明確に示されていない、そこで、給油が可能となる判断基準を明確化することを提案いたします。	これまで、セルフ式スタンドにおいて、車両以外に、例えば水上バイクについても給油することが可能となる判断基準について明確化していただけるよう提案をさせていただきましたが、論点が組み合わず、納得する回答を得られていないのが現状です。 また、次に掲げるものをレーベル一括載し、セルフ式スタンドで給油が可能な否かについてもご回答ください。なお、回答にあたっては、それそれ回答いただき、なぜそのような判断となったのかについても併せてください。 ①工作機械等の運転者及び機器ナンバー無モトクロスバイク ②ボートバイク ③水上バイク	構造改革特区(第16次)提案の際に既に回答したおり、セルフ式ガソリンスタンドにおける自動車又は原動機付自転車以外への給油が可能となる判断基準について明確化する旨を認めた。給油と比較して、他の行為自分が、同等以上の安全性を有していない認められる場合である。具体的には、(ア)セルフ式ガソリンスタンドにおいて、車両への給油を想定して受けられるセルフ式ガソリンスタンドの安全対策、車両への機器へ給油する可能性があることを考慮したこと。(イ)給油を受ける側に起因する火災危険性が車両の場合と比較して増大しないことが想定される必要がある。 また、セルフ式ガソリンスタンドにおいて、提案理由にあるルーターに搭載した任意での水上バイクへの顧客自らが行給油については、上記判断基準を満足しない限り認められない。	C	個人	埼玉県	総務省			
042012	防災基盤整備事業における 消防回配備の小型自動力 ポンプ積載車の全国標準 整備仕様の標準化	平成22年度地方債同 じ基準(平成22年 経済省告示第133号) 平成22年度地方債同 じ基準適用要綱	消防防災施設の整備に関する事業で、当該事業が実施される都道府県又は市町村の地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業のなかで、消防回に配備する消防ポンプ自動車の購入にについて起債(防災対策事業債)を充当することができる。(購入する消防ポンプ自動車の仕様については指定していない。)		消防回による初期消火活動の機動性の向上を図るため、経済省消防庁の防災基盤整備事業により、その適合品は道路運送車両法等の安全基準適合車をもつて自動力ポンプ積載車の更新、整備を実施する。消防回の機動性向上においては、消防ポンプ自動車の構造を標準化する。	【実施内容】 消防回による初期消火活動の機動性の向上を図るため、経済省消防庁の防災基盤整備事業により、その適合品は道路運送車両法等の安全基準適合車をもつて自動力ポンプ積載車の更新、整備を実施する。消防回の機動性向上においては、消防ポンプ自動車の構造を標準化する。	消防回に配備される自動力ポンプ積載車の維持・仕様ににおいては、国が一律に基準を定めるのではなく、各市町村が気候、地形、水利、地勢等の地理条件等を踏まえ、自ら判断されるべきものと考えているところ。 今後、整備仕様の全国標準化へのニーズが高まるようであれば美意を踏まえた上で検討をいたす。	G	東京市 SmartWellnessCity構 築プロジェクト	東京市	新潟県	総務省		
0420130	固定資産税に係る家庭評 価方式の早朝導入	地方税法第308条、 403条、固定資産評 価基準(昭和39年1月 22日自治省告示第 3号)、第2章第2節 二及び三	地方税法では、固定資産税における固定資産の価格決定については、総務大臣が定める固定資産評価基準によって市町村長が行うものとされている。 家庭の価格決定に当たっての評価は、再建築価格方式によるものとし、固定資産評価基準は、新增分家庭の再建築費評点数の算出方法を「部分別による再建築費評点数の算出方法」及び「比率による再建築費評点数の算出方法」として規定している。		地方税法に定める固定資産評価基準について、木造専用住宅の家庭評価においては、現行の再建築価格ではなく㎡単位方式を導入する。	【実施内容】 固定資産(木造専用住宅)の家庭評価においては単価方式を導入する。 【提案理由】 現在採用されている再建築費価格方式は、評価者に建築構法や建築資材に関する一定の知識が必要とされ、再建築費評点数の算出評価においては家庭の構成員や施設工量を個々に把握し難く算出する必要があります。その差異を算出する結果が現われているところであります。 一方で、木造専用住宅の家庭評価においては、現行の再建築価格ではなく㎡単位方式を導入することで、評価者研究員の報告書では、簡素化、客観性、公平性をいくつかの条件を付した上で「簡単方程式」が最も実効的な方法として選択されており、さらに具体化に向けて調査研究が進められているところである。 当該評価方式の以下のとおりの適用範囲を多くは「固定資産税上は既存構法の構法により建築されていることから、将来の方式を簡素化する」㎡単価方式の導入は適しているものと考えられ、導入により家庭評価事務の合理化だけでなく、調査時に立ち会いを要求される家庭所有者の負担軽減(調査時間の短縮)も期待できることから早期導入を望むものである。	固定資産評価基準には、「比率による再建築費評点数の算出方法」が規定されており、当該構法に見き、市町村に所在する木造専用住宅の㎡当たり単価を用いて家庭評価を行うことは、市町村に於いて現状的に可能である。また、その実施によって、提案理由にある家庭評価事務の合理化及び家庭所有者の負担軽減(調査時間の短縮)を図ることに十分な効果があると考えている。 ただし、既存構法についても、現行の評価方式と同様に研究しているところであるが、具体的な固定資産税は、基本的に全国一律に同一のものを設定することが望ましいと考えている。	D	東京市 SmartWellnessCity構 築プロジェクト	東京市	新潟県	総務省		

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls